

○厚生労働省令第三十三号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省

令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生

省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(旅費の額) 第三百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百三十二条の五第三項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百三十二条の五第四項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 3 (略) (在勤官署の所在地) 第三百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二十四条の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 (旅費の額の計算に係る細目) 第三百三十二条の五 (削る) 法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当	(旅費の額) 第三百三十二条の三 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第二項第七号の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百三十二条の五第四項において「職員旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定により計算した旅費の額とする。 2 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定する法第二十三条の十六第五項の規定により機構に同条第二項第七号の検査を行わせる場合における機構の職員に係るものに限る。)の額に相当する額(第三百三十二条の五第五項において「機構職員旅費相当額」という。)は、旅費法の規定の例により計算した旅費の額とする。 3 (略) (在勤官署の所在地) 第三百三十二条の四 令第四十一条の五第二項の旅費(同条第一項第一号に規定するものに限る。)の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算する場合において、法第二十三条の十六第二項第七号の検査のため、当該検査に係る事務所の所在地に出張する職員の旅費法第二十一条第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 (旅費の額の計算に係る細目) 第三百三十二条の五 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2 法第二十三条の十六第二項第七号の検査を実施する日数は、当

該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。	2 <u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）</u> <u>第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。</u>	3 厚生労働大臣が、<u>旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。</u>	4 機構が、<u>旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。</u>
該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。	3 <u>旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。</u>	4 厚生労働大臣が、<u>旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、職員旅費相当額に算入しない。</u>	5 機構が、<u>旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、機構職員旅費相当額に算入しない。</u>

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(旅費の額) 第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（<u>次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。</u>）は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。</u>この場合において、<u>当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。</u> (在勤官署の所在地) 第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 (旅費の額の計算に係る細目) 第一条の八の四 (削る) 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2 旅費法施行令第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 3 厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないと	(旅費の額) 第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（<u>以下「旅費相当額」という。</u>）は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。</u>この場合において、<u>当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。</u> (在勤官署の所在地) 第一条の八の三 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目二番二号とする。 (旅費の額の計算に係る細目) 第一条の八の四 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4 厚生労働大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しな

きは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

いときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令の一部改正)

第三条 労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令(昭和五

十八年労働省令第二十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(在勤官署の所在地) 第一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第三百四十五号。次項において「令」という。)<u>第三条の二</u>第一項第一号の検査旅費相当額(以下「<u>検査旅費相当額</u>」という。)<u>を計算する場合において、同項の検査(以下「検査」という。)</u>のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「<u>旅費法</u>」という。)<u>第二条第四号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。</u> 2 令第五条の二第一項の審査旅費相当額(以下「<u>審査旅費相当額</u>」という。)<u>を計算する場合において、同項の審査(以下「審査」という。)</u>のため出張をする者の旅費法<u>第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番二号とする。</u> (削る) (旅行日数) 第二条 検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第三十七条第一項の特定機械等をいう。)<u>の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数</u>を計算する。 (表略) 2 (略)	(在勤官署の所在地) 第一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第三百四十五号。以下「令」という。)<u>第三条の二</u>第一項第一号の検査旅費相当額(以下「<u>検査旅費相当額</u>」という。)<u>を計算する場合において、同項の検査(以下「検査」という。)</u>のため出張をする者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「<u>旅費法</u>」という。)<u>第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、当該検査の申請を受けた都道府県労働局の所在地とする。</u> 2 令第五条の二第一項の審査旅費相当額(以下「<u>審査旅費相当額</u>」という。)<u>を計算する場合において、同項の審査(以下「審査」という。)</u>のため出張をする者の旅費法<u>第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番二号とする。</u> (支度料の不算入) 第二条 旅費法<u>第六条第一項の支度料の額に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。</u> (旅行日数) 第三条 検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第三十七条第一項の特定機械等をいう。以下同じ。)<u>の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。</u> (表略) 2 (略)

(渡航雑費)	第三条 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 (調整) 第四条 厚生労働大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 (出張する職員数) 第五条 (略)
(旅行雑費)	第四条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として検査旅費相当額及び審査旅費相当額を計算する。 (調整) 第五条 厚生労働大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しない場合は、当該部分に相当する金額は、検査旅費相当額及び審査旅費相当額に算入しない。 (出張する職員数) 第六条 (略)

附 則

この省令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。